

やまなし建設業経営多角化支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 やまなし建設業経営多角化支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「建設業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）であつて、建設業を事業として営み、山梨県内に主たる営業所を有し、かつ、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく許可を山梨県知事又は国土交通大臣から受けているものをいう。

2 この要綱において「建設業者のグループ」とは、前項の建設業者が代表を務め、かつ建設業者を少なくとも2分の1以上を含む2以上の者で構成するグループをいう。

3 この要綱において「知事が特に認める事業者」とは、建設業者又は建設業者の役員が出資・設立する法人で知事が特に認めるものをいう。

4 この要綱において「経営多角化」とは、建設業者、建設業者のグループ又は知事が特に認める事業者（以下「建設業者等」という。）が、日本標準産業分類における大分類項目を基準として、経営活動を建設業以外の新たな業種（知事が別に定める業種に限る。）に広げることをいう。ただし、公共事業依存の経営体質からの転換を図ろうとする建設業者等で民間需要が見込まれる新たな建設業種に進出しようとする場合で、知事が特に認める場合を含む。

なお、経営多角化先の業種については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）の規定に基づく規制の対象とされるものを除く。

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、建設業者等が行う経営多角化に関わる事業に要する経費の一部を補助することにより、県内建設産業の新たな事業分野への進出や業種転換を促進し、もって地域経済の健全な発展に資することを目的とする。

(補助の対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、建設業者等が行う別表1に掲げる事業であり、当該事業の実施により雇用の拡大が見込まれる事業（ただし、太陽光発電設備に関わる事業を除く。以下「補助事業」という。）とする。

(補助金の対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1に掲げる事業に応じ、別表2に掲げる経費のうち知事が必要と認める経費とする。

(補助金の額及補助率)

第6条 交付する補助金の額及び補助率は、予算の範囲内において、別表3に掲げるとおりとする。

(補助金等交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第7条 建設業者等は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による補助金交

付申請書に知事が別に定める書類を添付し、別に定める日までに知事に申請しなければならない。

(補助金の交付の決定等)

第8条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適正と認められるときは補助金の交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書により当該建設業者等に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条の規定による補助金の交付決定の内容及びこれに附された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、その交付決定の通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業計画変更の承認)

第10条 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、様式第3による変更承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の各経費区分相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合、又は、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。

2 前項の承認には、必要に応じ条件を附し、これを変更することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、様式第4による補助事業中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに様式第5による補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の遂行状況報告)

第13条 補助事業者は、補助金の交付決定のあった年度の各四半期（第4四半期を除く）の末日現在における補助事業の遂行状況について、様式第6による補助事業遂行状況報告書を当該四半期の最終月の翌月15日までに、知事に提出しなければならない。

(補助事業者のフォローアップ)

第14条 知事は、補助事業の円滑な遂行を確保するため、補助事業者に対して、別に定めるところにより中小企業診断士による指導、助言を実施することができるものとする。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したとき若しくは第12条の規定による廃止

の承認を受けて1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度4月10日のいずれか早い日までに、様式第7による補助事業実績報告書を知事が必要と認める書類を添付し提出しなければならない。

(補助金の交付)

第16条 補助金は、補助事業完了後、当該補助金額を確定し交付するものとする。ただし、知事が必要と認めたときは、概算払することができる。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の概算払及び精算払の請求)

第17条 補助事業者は、前条の規定により補助金の概算払又は精算払を受けようとするときは、様式第8-1による概算払請求書又は様式第8-2による精算払請求書を知事に提出しなければならない。

(財産の処分及び管理)

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した構築物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び機具のうち知事が別に定めるもの(以下「取得財産等」という。)については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して別に定める期間(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、知事の承認を受けず、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、様式第9による取得財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(帳簿等の整理)

第19条 補助事業者は、補助事業に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(実施結果の報告)

第20条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度終了後30日以内に本補助事業に係る事業の状況について、別紙様式第10によるやまなし建設業経営多角化支援事業費補助金事業状況報告書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その根拠となる書類を当該報告に係る会計年度の終了後3年間保存しなければならない。

(成果の発表)

第21条 知事は、補助事業により得られた成果については、必要に応じてこれを補助事業者に発表させることができるものとする。

(雑則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月27日から施行する。